

1 県内の患者の状況

(1) 検査陽性者の状況（令和3年6月16日 24時現在）

(単位：人)

陽性者数（累積）	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
		中等症以下			入院調整					
			重症							
40,611	286	250	36	109	27	17	62	14	1,268	38,845
+34	△ 16	△ 15	△ 1	+1	△ 5	±0	△ 25	±0	+5	+74

※下段は前日比

[検査内訳]

(単位:件) (単位:人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	118,843		118,843	11,804
	+131		+131	+9
民間検査機関等 (医療機関等)	272,779	97,201	369,980	28,807
	+1302	+406	+1708	+25
合計	391,622	97,201	488,823	40,611
	+1433	+406	+1839	+34

※医療機関等からの報告により集計

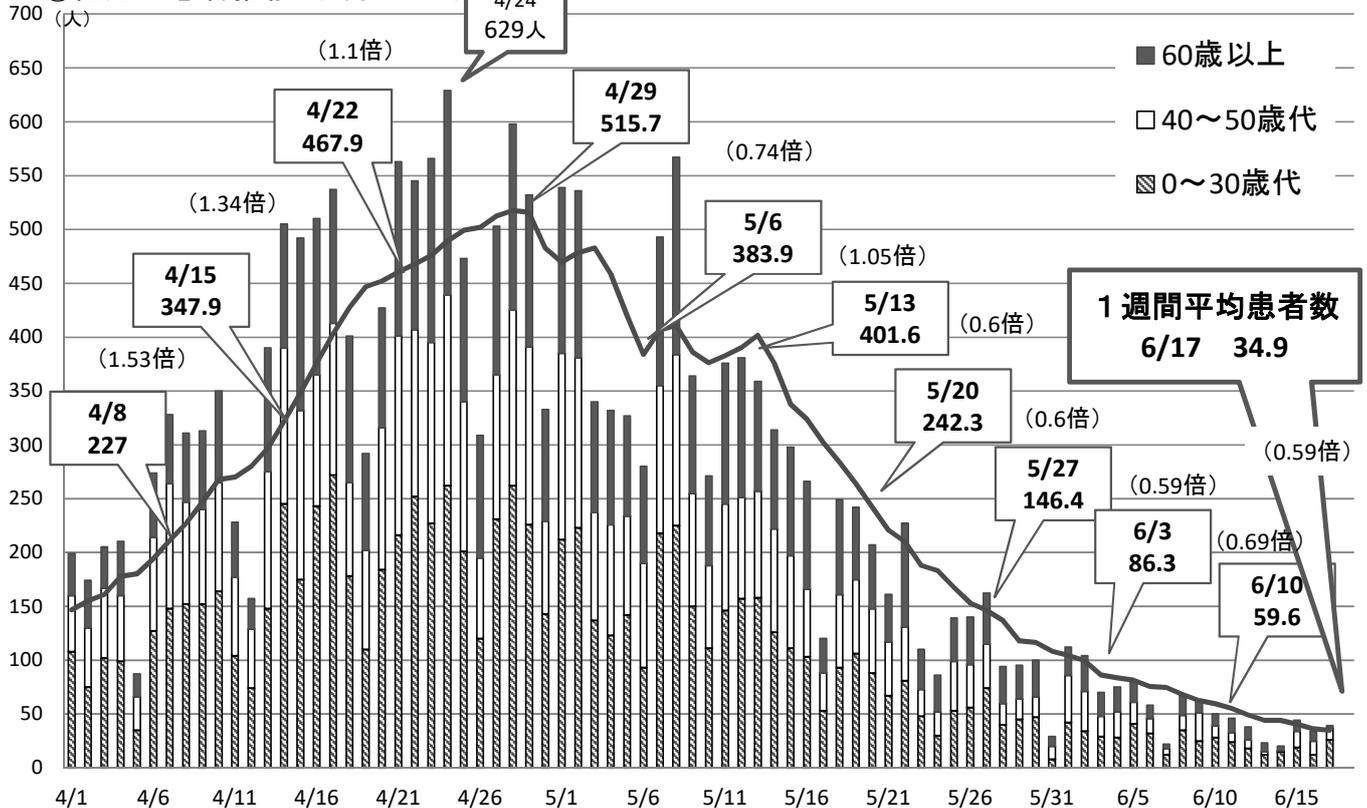
※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	1,151	286	865	24.8%
うち重症対応	136	36	100	26.4%
宿泊	1,475	109	1,366	7.3%
合計	2,626	395	2,231	15.0%

(2) 令和3年3月1日から6月17日に発生した患者の状況 (22,682人)

①直近の患者推移 (4月1日～)



(3) 患者の属性等

① 男女別患者数

区分	3/1~6/16		6/10~6/16	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	11,384	50.3	142	55.7
女性	11,259	49.7	113	44.3
合計	22,643	100	255	100

② 年齢別患者数

区分	3/1~6/16		6/10~6/16	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	873	3.9	10	3.9
10代	2,178	9.6	24	9.4
20代	3,904	17.2	63	24.7
30代	2,720	12.0	31	12.2
小計	9,675	42.7	128	50.2
40代	3,176	14.0	30	11.8
50代	3,301	14.6	30	11.8
小計	6,477	28.6	60	23.5
60代	2,134	9.4	22	8.6
70代	2,143	9.5	25	9.8
80代	1,577	7.0	17	6.7
90代以上	637	2.8	3	1.2
小計	6,491	28.7	67	26.3
合計	22,643	100	255	100

③ 管轄保健所別患者数

区分	3/1~6/16		6/10~6/16		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	493	2.2	2	0.8	2.1
宝塚	1,372	6.1	8	3.1	2.3
伊丹	1,356	6.0	12	4.7	3.1
加古川	1,168	5.2	24	9.4	5.8
加東	804	3.6	14	5.5	5.3
中播磨	65	0.3	1	0.4	2.4
龍野	402	1.8	12	4.7	7.5
赤穂	216	1.0	5	2.0	5.6
豊岡	47	0.2	0	0.0	0.0
朝来	69	0.3	0	0.0	0.0
丹波	151	0.7	1	0.4	0.9
洲本	211	0.9	0	0.0	0.0
小計	6,354	28.1	79	31.0	-
神戸市	9,175	40.5	94	36.9	6.1
姫路市	1,491	6.6	25	9.8	4.7
尼崎市	2,181	9.6	29	11.4	6.4
西宮市	2,155	9.5	19	7.5	3.8
明石市	1,287	5.7	9	3.5	3.0
小計	16,289	71.9	176	69.0	-
合計	22,643	100	255	100	4.6

④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	3/1~6/16		6/10~6/16	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	148	1.3	1	0.9
	家庭	6,579	56.1	63	56.8
	職場・施設・学校等	1,455	12.4	25	22.5
	友人の集まり、談話等	735	6.3	13	11.7
	クラスター	2,559	21.8	2	1.8
	医療機関	(474)	(4.0)	(1)	(0.9)
	高齢者福祉施設等	(1,298)	(11.1)	(1)	(0.9)
	学校・園	(384)	(3.3)	(0)	(0.0)
	飲食店	(41)	(0.3)	(0)	(0.0)
	職場	(323)	(2.8)	(0)	(0.0)
	その他	(39)	(0.3)	(0)	(0.0)
	その他	186	1.6	6	5.4
	小計		11,662	99.4	110
県外	飲食店	8	0.1	0	0.0
	職場・施設・学校等	25	0.2	0	0.0
	友人の集まり、談話等	21	0.2	1	0.9
	その他	21	0.2	0	0.0
小計		75	0.6	1	0.9
合計		11,737	100.0	111	100.0
調査中		6,691		144	
不明		4,215			
総計		22,643		255	

行動制限措置解除の指標・目安について

1 考え方

- (1) 指標は前回の緊急事態措置解除要請基準と同じく、「新規陽性者数」と「重症病床使用率」とする。
- (2) 目安は、感染状況が一定程度収束したと確認できるレベルとするとともに、変異株等の影響も考慮し、前回基準より厳しくする。

2 案

下表の①を満たし、②を目途として医療状況を勘案し、大阪府などの状況も踏まえ総合的に判断

指 標	目 安	考 え 方
① 新規陽性者数	7日間連続して、人口10万人あたり(週間) <u>2人以下</u> 〔1週間平均15.6人〕	本県の第2波が一定程度収束し、小康状態となったレベル(9/1:2.5人/人口10万人)以下
② 重症病床使用率	7日間連続で、 <u>20%未満</u>	国ステージⅢからの脱却

(現況)

区 分	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16
新規陽性者数対10万人 (1週間平均)	7.6 (59.6)	7.0 (55.4)	6.3 (49.3)	5.6 (44.3)	5.6 (44.0)	5.1 (40.6)	4.6 (36.4)
重症病床使用率(%)	45.5	43.3	44.1	42.6	41.9	27.2	26.4

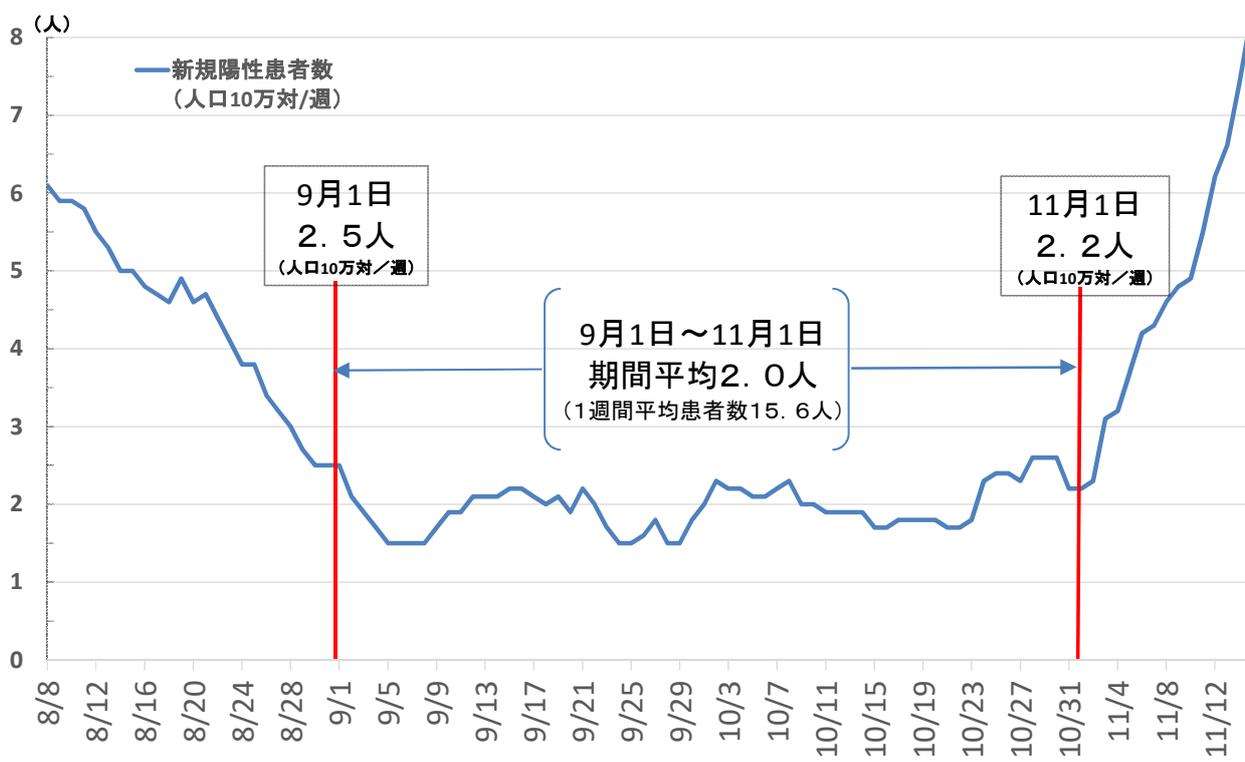
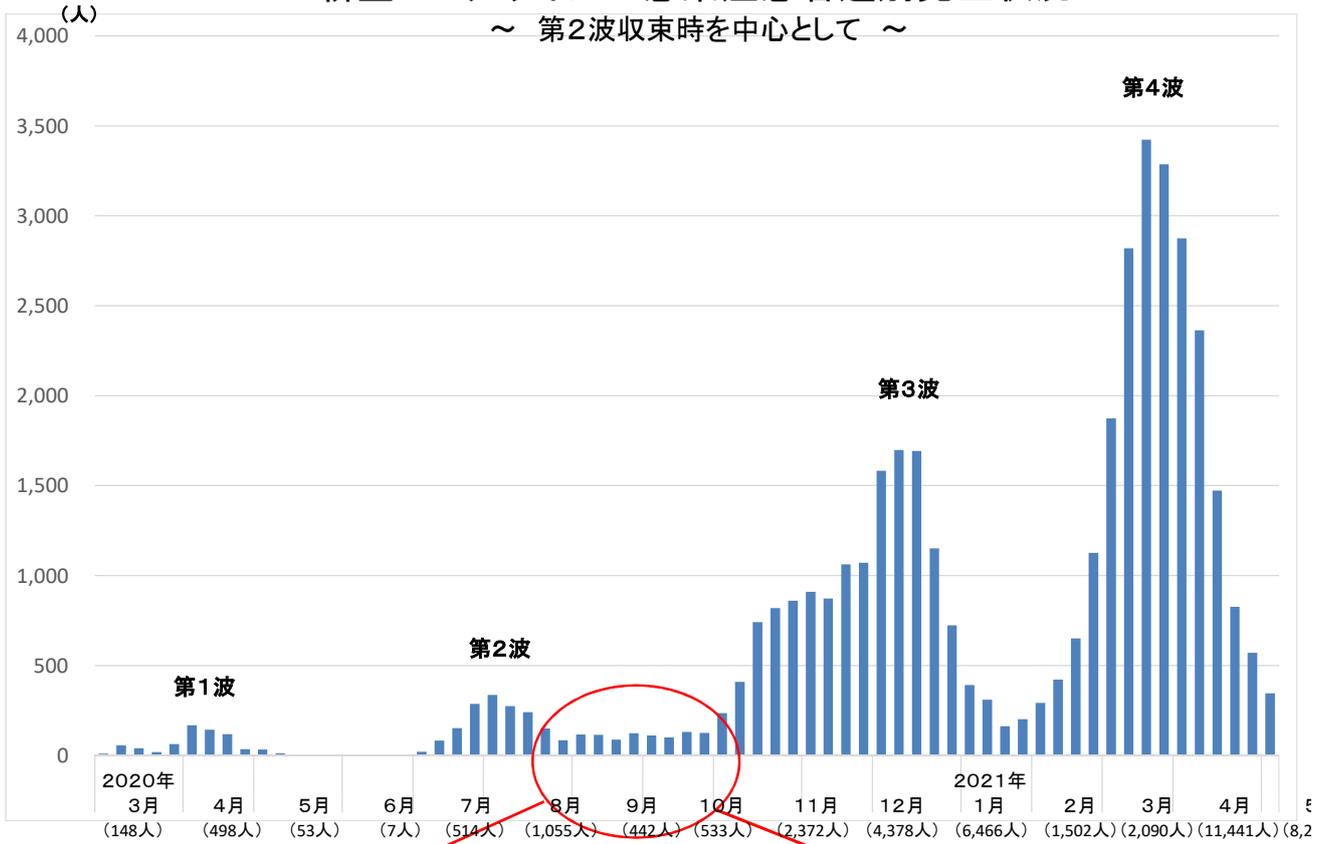
(参考) 緊急事態措置の解除を国に要請する基準 (前回)

指 標	基 準
① 新規陽性者数	7日間連続して、人口10万人あたり(週間) <u>10人以下</u> 〔1週間平均78.1人〕
② 重症病床使用率	7日間連続で、 <u>50%未満</u> (国ステージⅣからの脱却)

※ ①かつ②を満たす場合に、入院調整者数等の状況も踏まえて総合的に判断

新型コロナウイルス感染症患者週別発生状況

～ 第2波収束時を中心として ～



高齢者接種の状況と今後のワクチンの供給・配分について

1 全国と本県の高齢者接種状況（詳細：別添1 [6月15日現在]）

区 分	1回目		2回目	
	接種件数(件)	接種率(%)	接種件数(件)	接種率(%)
全 国	13,257,509	37.4	2,866,759	8.1
兵庫県	437,489	27.9	95,580	6.1
本県の順位	9位	46位	8位	41位

※ 接種件数はVRS(ワクチン接種記録システム)への入力件数[国からの提供による]

2 県内の高齢者1回目の市町別接種状況（詳細：別添2 [6月15日現在]）

接種率	60%以上	40%～59%	20%～39%	19%以下
市町数	6	11	17	7

3 国からのワクチン供給状況とその考え方等

(1) 配分の基本的な考え方

国から都道府県へは、①「基本枠」（人口按分により算出）と②「調整枠」（都道府県からの希望量に応じて算出）の合算により配分。

(2) ワクチン供給状況

① 高齢者接種用ワクチン

区 分	5月		6月	
	第5クール	第6クール	第7クール	第8クール
全国供給量	16,000箱	16,000箱	13,500箱	16,000箱
県供給量	708箱	721箱	627箱	731箱

② 一般接種用ワクチン

高齢者接種用ワクチンに比べ、供給量が減少。

区 分	7 月			8 月以降	
	第 9 ケル	基本枠	調整枠(※)	第 10 ケル	第 11 ケル以降
全国供給量	11,000 箱	8,000 箱	3,000 箱	10,000 箱程度	未定
県供給量	433 箱	326 箱	107 箱	未定	未定

※ 今回（第 9 ケル）の「調整枠」の配分

(ア) VRS 上のワクチン使用率が一定程度高い市町には希望量どおり配分。

(兵庫県：小野市、養父市、宍粟市、福崎町、上郡町、香美町)

(イ) その他の市町村分は、各都道府県の希望量按分により配分。

(参考) 河野大臣発言（6 月 15 日）

- ・ ワクチン配分については、VRS の数値を見ながら配分を決めていく。
- ・ 今後（第 10 ケル以降）、接種が遅いところは 1 ケルを飛ばすこともあり得る。

4 本県の対応

(1) 国への要望

「今後も高齢者接種時と同量程度の配分」及び「早期の供給スケジュールの明確化」を要望。

(2) 市町への働きかけ

- ① 「集団接種会場の増設などワクチン接種の推進」及び「VRS への早期入力」を依頼（6 月 14 日通知済）
- ② モデルナ社製ワクチンを活用する「大規模接種の実施」や「企業等への職域接種実施の働きかけ」を依頼。

(3) 今後の市町への配分

調整枠については、各市町の希望も踏まえたうえで、国の供給の考え方や VRS への接種実績の入力状況により配分。

都道府県別接種数および接種率一覧 (R3. 6. 15現在)

別添1

(単位：件、%)

No.	都道府県	高齢者人口 (R2. 1. 1住基)	1回目接種数	2回目接種数	1回目接種率	2回目接種率
1	北海道	1,656,347	441,146	93,933	26.6%	5.7%
2	青森県	417,143	141,289	44,854	33.9%	10.8%
3	岩手県	405,394	129,833	36,387	32.0%	9.0%
4	宮城県	635,388	211,339	28,915	33.3%	4.6%
5	秋田県	360,083	101,483	42,679	28.2%	11.9%
6	山形県	358,208	171,013	44,780	47.7%	12.5%
7	福島県	576,837	252,313	68,313	43.7%	11.8%
8	茨城県	839,989	259,254	52,564	30.9%	6.3%
9	栃木県	555,063	156,633	33,690	28.2%	6.1%
10	群馬県	576,463	225,644	42,928	39.1%	7.4%
11	埼玉県	1,935,968	720,378	123,504	37.2%	6.4%
12	千葉県	1,702,637	652,235	118,212	38.3%	6.9%
13	東京都	3,122,050	1,215,239	248,448	38.9%	8.0%
14	神奈川県	2,304,899	804,677	140,043	34.9%	6.1%
15	新潟県	715,891	265,838	63,883	37.1%	8.9%
16	富山県	334,940	128,531	24,862	38.4%	7.4%
17	石川県	333,053	164,836	42,381	49.5%	12.7%
18	福井県	232,456	104,504	27,618	45.0%	11.9%
19	山梨県	249,117	89,015	23,518	35.7%	9.4%
20	長野県	650,867	243,953	68,645	37.5%	10.5%
21	岐阜県	600,871	298,564	57,996	49.7%	9.7%
22	静岡県	1,087,483	323,092	75,009	29.7%	6.9%
23	愛知県	1,873,042	897,101	144,180	47.9%	7.7%
24	三重県	529,547	197,323	38,727	37.3%	7.3%
25	滋賀県	365,681	142,926	39,586	39.1%	10.8%
26	京都府	737,018	285,729	70,195	38.8%	9.5%
27	大阪府	2,378,447	796,599	147,498	33.5%	6.2%
28	兵庫県	1,566,196	437,489	95,580	27.9%	6.1%
29	奈良県	416,789	142,432	35,809	34.2%	8.6%
30	和歌山県	308,934	147,725	64,418	47.8%	20.9%
31	鳥取県	176,788	88,475	27,931	50.0%	15.8%
32	島根県	229,369	95,311	18,717	41.6%	8.2%
33	岡山県	566,122	286,100	62,406	50.5%	11.0%
34	広島県	816,324	261,259	48,703	32.0%	6.0%
35	山口県	464,980	222,888	85,082	47.9%	18.3%
36	徳島県	242,908	105,274	26,035	43.3%	10.7%
37	香川県	301,588	113,786	30,572	37.7%	10.1%
38	愛媛県	441,678	157,120	25,332	35.6%	5.7%
39	高知県	245,686	111,790	36,192	45.5%	14.7%
40	福岡県	1,396,860	556,259	96,438	39.8%	6.9%
41	佐賀県	244,686	135,274	36,760	55.3%	15.0%
42	長崎県	433,727	153,855	26,731	35.5%	6.2%
43	熊本県	542,906	227,899	38,916	42.0%	7.2%
44	大分県	372,287	150,756	38,453	40.5%	10.3%
45	宮崎県	347,417	152,302	44,266	43.8%	12.7%
46	鹿児島県	512,711	188,447	53,186	36.8%	10.4%
47	沖縄県	323,501	102,581	31,884	31.7%	9.9%
合計		35,486,339	13,257,509	2,866,759	37.4%	8.1%

区 分	人口① (R2.1.1住基)	高齢者数 ② (R2.1.1住基)	1回目		2回目	
			接種件数③	接種率③/②	接種件数④	接種率④/②
神戸市	1,533,588	430,170	123,793	28.8%	29,500	6.9%
姫路市	535,982	142,278	35,750	25.1%	2,572	1.8%
尼崎市	463,262	127,715	10,608	8.3%	126	0.1%
明石市	303,961	79,041	20,481	25.9%	84	0.1%
西宮市	484,357	115,988	14,941	12.9%	667	0.6%
洲本市	43,316	15,357	6,831	44.5%	1,981	12.9%
芦屋市	95,775	27,784	4,643	16.7%	678	2.4%
伊丹市	203,539	51,422	26,786	52.1%	5,370	10.4%
相生市	29,215	10,330	※ 0	0.0%	※ 0	0.0%
豊岡市	80,942	26,771	9,433	35.2%	5,946	22.2%
加古川市	264,364	72,565	10,071	13.9%	1,921	2.6%
赤穂市	47,391	15,262	3,932	25.8%	822	5.4%
西脇市	40,412	13,162	4,380	33.3%	1,257	9.6%
宝塚市	234,044	64,671	7,006	10.8%	247	0.4%
三木市	77,238	25,957	9,074	35.0%	1,938	7.5%
高砂市	90,462	25,976	7,747	29.8%	2,316	8.9%
川西市	157,432	49,050	10,535	21.5%	141	0.3%
小野市	48,486	13,697	9,591	70.0%	4,272	31.2%
三田市	111,934	27,571	14,948	54.2%	4,870	17.7%
加西市	44,080	14,506	6,020	41.5%	2,948	20.3%
丹波篠山市	41,362	14,093	5,063	35.9%	645	4.6%
養父市	23,229	8,791	4,676	53.2%	2,498	28.4%
丹波市	63,941	21,627	6,337	29.3%	703	3.3%
南あわじ市	46,978	16,127	11,270	69.9%	825	5.1%
朝来市	30,218	10,369	5,653	54.5%	1,966	19.0%
淡路市	43,562	16,373	4,931	30.1%	3,490	21.3%
宍粟市	37,331	12,977	8,688	66.9%	2,867	22.1%
加東市	40,348	10,599	4,803	45.3%	1,665	15.7%
たつの市	76,276	23,181	12,555	54.2%	2,461	10.6%
猪名川町	30,823	9,084	3,369	37.1%	152	1.7%
多可町	20,524	7,357	3,255	44.2%	1,649	22.4%
稲美町	31,061	9,588	3,707	38.7%	10	0.1%
播磨町	34,520	9,372	2,572	27.4%	409	4.4%
市川町	11,947	4,310	92	2.1%	42	1.0%
福崎町	19,205	5,444	3,596	66.1%	856	15.7%
神河町	11,286	4,064	2,192	53.9%	546	13.4%
太子町	34,128	9,028	4,760	52.7%	1,867	20.7%
上郡町	14,768	5,613	4,744	84.5%	1,662	29.6%
佐用町	16,640	6,707	1,826	27.2%	12	0.2%
香美町	17,343	6,712	5,066	75.5%	3,461	51.6%
新温泉町	14,298	5,507	1,764	32.0%	138	2.5%
合 計	5,549,568	1,566,196	437,489	27.9%	95,580	6.1%

※ 相生市については、システム設定エラーにより入力実績が反映されていない。

緊急事態宣言解除後の対策（概要）

1 緊急事態宣言解除後の対策期間

6/21(月) ~ 7/11(日) [21日間]

2 まん延防止等重点措置区域

感染拡大地域である大阪への通勤など交流圏や地域の感染者数等を踏まえ以下の区域を指定

措置区域	その他区域
神戸市 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市） 阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町） 姫路市 [人口シェア 82.9%]	北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町） 中播磨地域（神河町、市川町、福崎町） 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町） 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町） 丹波地域（丹波篠山市、丹波市） 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

3 飲食店等への要請

措置区域	その他区域
○5時～20時の営業時間短縮を要請 ・平日の酒類提供は11時～19時 （「一定の要件」(*)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請 [見回り活動を実施]） ・土日祝日の酒類提供の禁止（県独自） ○カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主としている店舗） ○感染対策の徹底	○5時～21時の営業時間短縮を要請（県独自） ・酒類提供は11時～20時（県独自） ○カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主としている店舗） ○感染対策の徹底

※・アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保）
 ・食事中以外のマフ着用推奨 ・換気の徹底

・店内入口に消毒設備を設置し手指消毒の徹底
 ・4人以内の利用(1グループ) [詳細は別途公表予定]

4 施設の使用制限

【特措法施行令第11条施設】

措置区域	その他区域
【床面積が1,000㎡超】 ○5時～20時の営業時間短縮の要請 ・平日の酒類提供は11時～19時 （「一定の要件」(*)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請） ・土日祝日の酒類提供の禁止 【床面積が1,000㎡以下】 ○5時～20時の営業時間短縮の協力依頼 ・平日の酒類提供は11時～19時 （「一定の要件」(*)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請） ・土日祝日の酒類提供の禁止 【共通】 ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ○入場整理の実施を要請 ＊イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等	○5時～21時の営業時間短縮の協力依頼 ・酒類提供は11時～20時 ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ○入場整理の実施を要請

5 イベントの開催制限

【県内全域】

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内	

・21時までの営業時間短縮

新規感染者数の人口10万人当たり及び対前週比

R3.6.17

圏域・保健所	① 6/3～6/9		② 6/10～6/16		前週比 ②／①
	感染者数	人口10万人当り	感染者数	人口10万人当り	
神戸	160	10.52	94	6.18	0.58
阪神南	92	8.89	50	4.83	0.54
尼崎	45	9.95	29	6.41	0.64
西宮	34	6.97	19	3.89	0.55
芦屋	13	13.75	2	2.11	0.15
阪神北	44	6.14	20	2.79	0.45
宝塚	18	5.38	8	2.39	0.44
伊丹	26	6.82	12	3.14	0.46
東播磨	67	9.39	33	4.62	0.49
明石	16	5.34	9	3.00	0.56
加古川	51	12.33	24	5.80	0.47
北播磨(加東)	15	5.68	14	5.30	0.93
中播磨	47	8.24	26	4.55	0.55
姫路	38	7.18	25	4.72	0.65
中播磨	9	21.93	1	2.43	0.11
西播磨	11	4.46	17	6.89	1.54
龍野	10	6.32	12	7.59	1.20
赤穂	1	1.12	5	5.64	5.00
但馬	1	0.63	0	0.00	—
豊岡	0	0.00	0	0.00	—
朝来	1	1.96	0	0.00	—
丹波	0	0.00	1	0.99	—
淡路(洲本)	0	0.00	0	0.00	—
全県	437	7.99	255	4.66	0.58

※前週比1以上を
黄色マーカー



赤字: 人口10万人当り感染者数が全県以上

今後の措置等について（案）

令和3年6月17日

区分	緊急事態措置（現行[再延長]）	まん延防止等重点措置																																																					
区域	全域	全域 (措置区域：神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)																																																					
期間	令和3年4月25日～6月20日 (再延長：令和3年6月1日～6月20日)	令和3年6月21日～7月11日（21日間）																																																					
外出自粛等	〔特措法第45条第1項に基づく〕 ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や、混雑している場所・時間を避けて行動することを要請 ・特に緊急事態措置区域 10 都道府県など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請	〔特措法第31条の6第2項等に基づく〕 ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 ・特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請 ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請 ・感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用の自粛を要請 ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請																																																					
飲食店 遊興施設(*1) 結婚式場(*1)	【全県】 〔特措法第45条第2項に基づく〕 ○休業要請・時短要請 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む)への休業要請 ・酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）しない飲食店等への時短要請（5時～20時） ○感染対策の徹底	【措置区域】（神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市） 〔特措法第31条の6第1項等に基づく〕 ○時短要請等 ・5時～20時の営業時間短縮を要請 （平日の酒類提供(*3)は11時～19時（「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請）） （土日祝日の酒類提供(*3)の禁止）（県独自） ・カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業としている店舗及び結婚式場） ○感染対策の徹底 【その他区域】（北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域） 〔特措法第24条第9項に基づく〕 ○時短要請等 ・5時～21時の営業時間短縮を要請（県独自） （酒類提供(*3)は11時～20時）（県独自） ・カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業としている店舗及び結婚式場） ○感染対策の徹底																																																					
多数利用施設 〔特措法施行令第11条〕 ④劇場、観覧場、映画館、演芸場 ⑤集会場、公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（生活必需物資売場を除く） ⑧ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ⑨運動施設、遊技場 ⑩博物館、美術館 ⑪遊興施設(*2) ⑫サービス業(生活必需サービスを除く)を営む店舗	〔特措法第24条第9項等に基づく〕 〈多数利用施設〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類・施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設 〔体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋等〕</td> <td>【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策 ○土日の休業を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等を除く)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕</td> <td>【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td>【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等)</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> <td>・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請</td> </tr> </tbody> </table> 〈イベント関連施設〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類・施設例</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場、映画館等 〔劇場、観覧場、演芸場、映画館、ライブハウス等〕</td> <td>【床面積が1,000㎡超】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を要請)</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設 〔集会場、公会堂、展示場、貸会議室等〕</td> <td>【床面積が1,000㎡以下】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間を協力依頼)</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館 (集会の用に供する部分)</td> <td>【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請</td> </tr> <tr> <td>運動施設(屋外施設等) 〔野球場、ゴルフ場等〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊技施設 〔ゲームセンター、遊園地等〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類・施設例	要請内容	運動・遊技施設 〔体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋等〕	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策 ○土日の休業を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等を除く)	遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼	博物館等	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等)	商業施設(生活必需物資を除く)	・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請	種類・施設例	要請内容	劇場、映画館等 〔劇場、観覧場、演芸場、映画館、ライブハウス等〕	【床面積が1,000㎡超】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を要請)	集会・展示施設 〔集会場、公会堂、展示場、貸会議室等〕	【床面積が1,000㎡以下】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間を協力依頼)	ホテル・旅館 (集会の用に供する部分)	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請	運動施設(屋外施設等) 〔野球場、ゴルフ場等〕		遊技施設 〔ゲームセンター、遊園地等〕		【措置区域】（神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市） 〔特措法第24条第9項等に基づく〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td>【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 （平日の酒類提供(*3)は11時～19時（「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請）、土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請）</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td>【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼 （平日の酒類提供(*3)は11時～19時（「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請）、土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請）</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> <td>【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等 【その他区域】（北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域） 〔特措法第24条第9項等に基づく〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動・遊技施設</td> <td rowspan="3">・21時までの営業時間短縮の協力依頼 （酒類提供(*3)は11時～20時）</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館等</td> </tr> <tr> <td>集会・展示施設</td> </tr> <tr> <td>博物館等</td> <td rowspan="4">・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館(集会の用に供する部分)</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> </tr> <tr> <td>商業施設(生活必需物資を除く)</td> </tr> <tr> <td>サービス業(生活必需サービスを除く)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	要請内容	運動・遊技施設	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 （平日の酒類提供(*3)は11時～19時（「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請）、土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請）	劇場、映画館等		集会・展示施設		博物館等	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼 （平日の酒類提供(*3)は11時～19時（「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請）、土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請）	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請	遊興施設		商業施設(生活必需物資を除く)		サービス業(生活必需サービスを除く)		種類	要請内容	運動・遊技施設	・21時までの営業時間短縮の協力依頼 （酒類提供(*3)は11時～20時）	劇場、映画館等	集会・展示施設	博物館等	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請	ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	遊興施設	商業施設(生活必需物資を除く)	サービス業(生活必需サービスを除く)	
種類・施設例	要請内容																																																						
運動・遊技施設 〔体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋等〕	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 ・県独自対策 ○土日の休業を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等を除く)																																																						
遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼																																																						
博物館等	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(運動施設(イベント関連の屋内施設)、博物館等)																																																						
商業施設(生活必需物資を除く)	・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請																																																						
種類・施設例	要請内容																																																						
劇場、映画館等 〔劇場、観覧場、演芸場、映画館、ライブハウス等〕	【床面積が1,000㎡超】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を要請)																																																						
集会・展示施設 〔集会場、公会堂、展示場、貸会議室等〕	【床面積が1,000㎡以下】 ・イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間を協力依頼)																																																						
ホテル・旅館 (集会の用に供する部分)	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の禁止を要請																																																						
運動施設(屋外施設等) 〔野球場、ゴルフ場等〕																																																							
遊技施設 〔ゲームセンター、遊園地等〕																																																							
種類	要請内容																																																						
運動・遊技施設	【床面積が1,000㎡超】 ・20時までの営業時間短縮を要請 （平日の酒類提供(*3)は11時～19時（「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請）、土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請）																																																						
劇場、映画館等																																																							
集会・展示施設																																																							
博物館等	【床面積が1,000㎡以下】 ・20時までの営業時間短縮の協力依頼 （平日の酒類提供(*3)は11時～19時（「一定の要件」(*4)を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請）、土日祝日の酒類提供(*3)の禁止を要請）																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	【共通】 ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請																																																						
遊興施設																																																							
商業施設(生活必需物資を除く)																																																							
サービス業(生活必需サービスを除く)																																																							
種類	要請内容																																																						
運動・遊技施設	・21時までの営業時間短縮の協力依頼 （酒類提供(*3)は11時～20時）																																																						
劇場、映画館等																																																							
集会・展示施設																																																							
博物館等	・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請																																																						
ホテル・旅館(集会の用に供する部分)																																																							
遊興施設																																																							
商業施設(生活必需物資を除く)																																																							
サービス業(生活必需サービスを除く)																																																							
イベント	〔特措法第24条第9項に基づく〕 ・人数上限5,000人かつ収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人との十分な距離(1m)の確保を要請 ・21時までの営業時間短縮を要請	〔特措法第24条第9項に基づく〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容定員</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5,000人</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%*以内</td> </tr> </tbody> </table> (収容定員と人数上限のいずれか小さい方) *異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。 ・21時までの営業時間短縮を要請	区分	収容定員	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																													
区分	収容定員	人数上限																																																					
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内	5,000人																																																					
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内																																																						
出勤抑制	〔特措法第24条第9項に基づく〕 ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請 ・事業者に対し、出勤者数7割削減の実施状況の公表を要請	〔特措法第24条第9項に基づく〕 同左																																																					

*1 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設（緊急事態措置期間中は、左記の許可を受けていないカラオケ店を含む）
 *2 食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設（緊急事態措置期間中は、左記の許可を受けていないカラオケ店を除く）
 *3 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む
 *4 アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、4人以内の利用（1グループ）

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
飲食店等に対する使用制限等の要請について**

兵庫県では、事業者の皆様のご協力により県内の新規感染者数は減少傾向にあります。変異株への警戒が必要であるなど、引き続き感染収束に取り組む必要があるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置として、下記のとおり、営業時間の短縮等を要請します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 要請期間 令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)まで
2 対象施設

種類	施設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む。

3 要請内容

措置区域 (神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)	その他区域 (北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域)
〔特措法第31条の6第1項等に基づく〕 ○時短要請等 ・5時～20時の営業時間短縮を要請 (平日の酒類提供 ^(※1) は11時～19時(「一定の要件」 ^(※2) を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請[見回り活動を実施]) (土日祝日の酒類提供 ^(※1) の禁止) ・カラオケ設備の利用自粛を要請 (飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底 *以下の⑩⑪については特措法第24条第9項に基づく	〔特措法第24条第9項に基づく〕 ○時短要請等 ・5時～21時の営業時間短縮を要請 (酒類提供 ^(※1) は11時～20時) ・カラオケ設備の利用自粛を要請 (飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ○感染対策の徹底

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 ・7割以上等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・4人以内の利用(1グループ) [詳細は別途公表予定]

感染対策の徹底

- ① 従業員への検査勧奨
② 入場者の感染防止のための整理・誘導
③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
④ 手指の消毒設備の設置
⑤ 事業を行う場所の消毒
⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
⑧ 施設の換気
⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
⑩ CO2センサー等の設置
⑪ 業種別ガイドラインの遵守

お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間：平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

令和3年6月17日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、事業者の皆様のご協力により県内の新規感染者数は減少傾向にあります。変異株への警戒が必要であるなど、引き続き感染収束に取り組む必要があるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置として、下記のとおり、営業時間の短縮等を要請します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 要請期間 令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)まで

2 要請内容

(1) 多数利用施設

種類・施設例	措置区域 (神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市)	その他区域 (北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播磨・但馬・丹波・淡路地域)
運動・遊技施設	[特措法第24条第9項等に基づく] 【床面積が1,000㎡超】	[特措法第24条第9項等に基づく]
劇場、映画館等	・20時までの営業時間短縮を要請 (平日の酒類提供 ^(※1) は11時~19時(「一定の要件」 ^(※2) を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請)	・21時までの営業時間短縮の協力依頼 (酒類提供 ^(※1) は11時~20時)
集会・展示施設	(土日祝日の酒類提供の禁止)	
博物館等	【床面積が1,000㎡以下】	・イベント開催制限 ^(※3) の要件を準用した施設の運用を要請
ホテル・旅館 (集会の用に供する部分)	・20時までの営業時間短縮の協力依頼 (平日の酒類提供 ^(※1) は11時~19時(「一定の要件」 ^(※2) を満たす店舗に限る。満たさない店舗には提供を行わないよう要請)	・入場整理の実施を要請
遊興施設	(土日祝日の酒類提供の禁止)	
商業施設 (生活必需物資を除く)	[共通]	
サービス業 (生活必需サービスを除く)	・イベント開催制限 ^(※3) の要件を準用した施設の運用を要請 ・入場整理の実施を要請 * イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮の要請等	

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 仕切り板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)・手指消毒の徹底・食事中以外のマスク着用の推奨・換気の徹底・4人以内の利用(1グループ)〔詳細は別途公表予定〕

※3 イベント開催制限の要件

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

(3) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 078-362-9921 受付時間: 平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501 受付時間: 平日 9時~17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

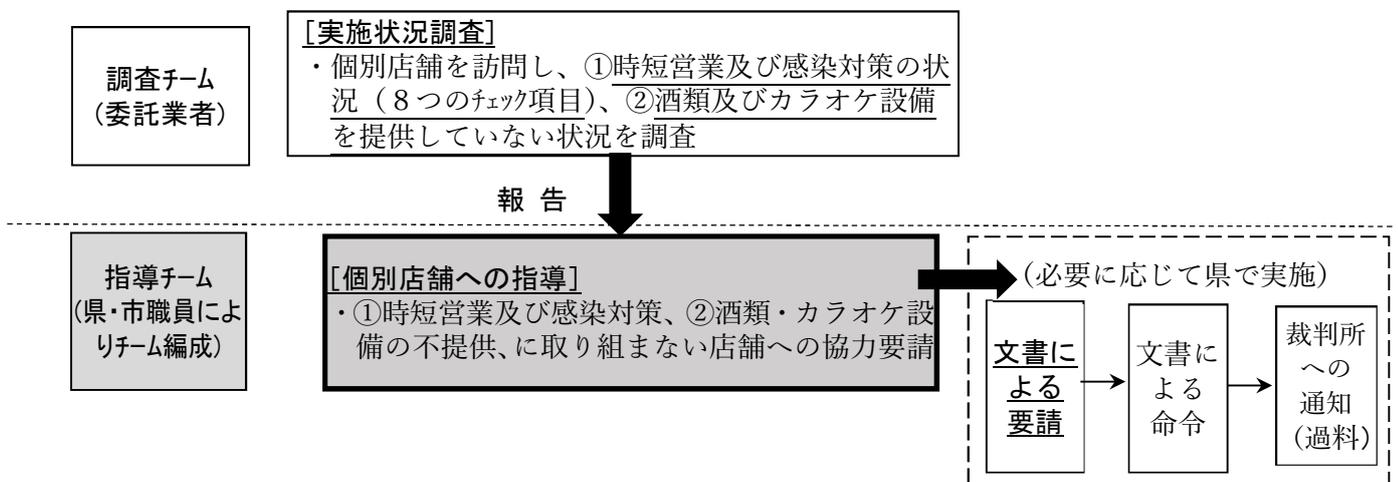
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

飲食店等への個別要請について

1 趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づいた「飲食店等への施設の使用制限の要請」について、これまで調査チームと指導チームを設置し調査及び指導を行ってきたが、指導を通じて、20時以降の営業若しくは酒類・カラオケ設備の提供を行っている店舗に対して、文書での個別要請を行う。

2 調査・指導体制



3 個別要請の通知

(1) 要請内容

特措法第45条第2項に基づき、通知日から6月20日までの間、施設の20時までの営業時間の短縮及び酒類・カラオケ設備の提供の禁止を要請

(2) 対象店舗数

区分	調査実施店舗	指導店舗	個別要請店舗
店舗数	27,636店舗	305店舗	48店舗

(3) 通知日

6月11日(金)

(4) 実施方法

郵送 (特定記録郵便)

飲食店等への見回り活動を踏まえた適正店としての認証について

1 趣旨

県では、「まん延防止等重点措置」及び「緊急事態措置」に基づき、飲食店等への見回り活動を行い、時短要請など10の要請項目について確認を行うとともに、10項目全てに取り組んでいる店舗について、新型コロナ対策に適正に取り組んでいる店として認証し、「認証店」ステッカーを交付する。

2 見回り結果に基づく新型コロナ対策適正店としての認証

(1) 認証の状況 認証店数 7,013 店

〔 全県店舗に対する率 $7,013/27,636=25.4\%$ 〕
〔 訪問調査件数に対する率 $7,013/7,277=96.4\%$ 〕

【参考：見回り調査結果】

区分	地域	調査件数	調査完了	うち	休業中等	備考
				認証		
4/5 ～24	神戸市、 阪神南	15,005	(8,145) ※1	(8,029) ※1	6,860	8,029-3,095=4,934 店は 1～8 のチェック項目はクリア
4/25 ～ 5/11	神戸市、 阪神南	15,005	4,292	4,270 ※2	10,713	上記 4,934 店は休業中等 10,713 店の中に含まれる。
	阪神北、 明石市	3,980	1,069	952	2,911	
	その他 31 市町	8,651	1,916	1,791	6,735	
	計	27,636	7,277	7,013	20,359	
合計 ※ () はのべ		27,636 (42,641)	7,277	<u>7,013</u>	20,359 (27,219)	

※1 8つのチェック項目を確認した飲食店等

※2 4,270店のうち、3,095店については、4/5～24の調査で8つのチェック項目すべてで○（該当）を確認し、4/25～5/11の調査で酒類又はがた設備の提供をしていないことを確認した飲食店等である。

(2) 新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付

- ① 兵庫県全域の緊急事態措置の解除後（6/21から順次）、認証ステッカーを郵送により交付
- ② なお、緊急事態措置期間中に休業している飲食店等で認証を希望する店舗に対しては、当該店舗からの感染防止対策取組状況を含むステッカー交付申請書に基づき、実地確認の上、認証ステッカーを交付
- ③ 県ホームページからの認証ステッカー交付申請運用開始（令和3年6月24日（木）～）
【問合せ先】兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター 078-362-9921



緊急事態宣言の解除に伴う学校及び社会教育施設等の対応

公立学校

【県立学校】

①教育活動【6月21日以降】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- 県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。
ただし、既に計画済の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。

〔感染防止対策〕

児童生徒の感染防止の観点からも、教職員についてはワクチン接種を促すことを追記

②部活動

【6月21日～夏季休業日前日（7月20日）】

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、県内のみ部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- 全国大会・近畿大会に出場する部は当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合、合宿等は、県外も可とする。なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。

【夏季休業日以降（7月21日～）】

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- 県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。
ただし、全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。
- 活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。

③熱中症対策

○環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。

(屋 内)

空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。

(屋 外)

体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。

〔 ※ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
『学校の新しい生活様式(2021. 5. 28Ver. 6 一部追記分)』参照 〕

社会教育施設等（教育委員会所管分）

県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

※なお、使用制限等については、対処方針の「施設の使用制限等」とする。

大学・専門学校等における感染防止対策強化

(下線部：変更箇所)

1 授業形態

対面授業の実施の際には、感染防止対策の徹底を要請しているが、感染者に占める若い世代の割合が依然として高い状況を踏まえ、感染防止の徹底を図るため、オンライン授業を積極的に活用

(対面授業の実施の際の感染予防対策の強化)

- キャンパス・校舎内や通学時等のマスク着用の徹底、時差通学の推進、ワクチンの職域接種の推進

2 部活動・サークル活動

これまでの取扱い：県内・県外ともに不可
(※への参加及び参加に向けて、大学等が必要と判断する活動を除く)

(1) 県外での活動は、全国的には依然として収束には至っていないことや、長距離移動等によるリスク等を踏まえ、実施しないこと(※を除く)

(2) 県内で活動する場合は、以下の点に留意すること

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る

3 外出・飲食

学生・教職員に対する以下の点の徹底

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の徹底
- ・要件を満たしていない飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・宅飲みを含め、集まったの飲食を避ける
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・会話の際は、マスクにより飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策を徹底

4 学生への呼びかけ

教育活動の場(授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等)において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける

5 ワクチン接種の推進

早期の対面授業の全面実施の実現に向け、他の大学・専門学校や附属学校等との共同実施も含め、教職員・学生等のワクチンの職域接種を推進する

■ 兵庫県立都市公園における施設の使用制限（県土整備部関係）

公園名	施設名	使用状況及び制限等	
		6月1日～6月20日	6月21日～7月11日
舞子公園	舞子海上プラザ [＊]	通常営業（18時閉）	通常営業（18時閉）
	孫文記念館（移情閣）	通常営業（17時閉）	通常営業（17時閉）
	旧木下家住宅	通常営業（17時閉）	通常営業（17時閉）
	旧武藤山治邸	通常営業（17時閉）	通常営業（17時閉）
明石公園	第1野球場	通常利用可（19時閉、但し5千人以内）	通常利用可（19時閉、但し5千人以内）
	第2野球場	通常利用可（19時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（19時閉、但し収容率50%以内）
	テニスコート	通常利用可（19時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（19時閉、但し収容率50%以内）
	陸上競技場	通常利用可（19時閉、但し5千人以内）	通常利用可（19時閉、但し5千人以内）
	自転車競技場	通常利用可（19時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（19時閉、但し収容率50%以内）
	ローンボウズコート	通常利用可（19時閉）	通常利用可（19時閉）
	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉）
甲山森林公園	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉）
	工作室等	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉）
播磨中央公園	野外ステージ [＊]	通常利用可（17時閉、但し5千人以内）	通常利用可（17時閉、但し5千人以内）
	野球場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	球技場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	アーチェリー場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	サイクルステーション	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
西猪名公園	球技場	通常利用可（21時閉）	通常利用可（21時閉）
	テニスコート	通常利用可（21時閉）	通常利用可（21時閉）
	子ども用プール（6/19オープン予定）	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
淡路島公園	エンゲンノモイ	営業（21時までの時短、但し5千人以内）	営業（21時までの時短、但し5千人以内）
赤穂海浜公園	テニスコート	通常利用可（19時閉）	通常利用可（19時閉）
	塩の国	通常営業（17時閉）	通常営業（17時閉）
	オートキャンプ場	利用可（食事20時まで（飲酒は禁止））	利用可（食事21時まで（飲酒は20時まで））
一庫公園	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉）
有馬富士公園	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉）
	多目的ホール	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉）
淡路佐野運動公園	屋内練習場	通常利用可（20時までの時短）	通常利用可（21時閉）
	トレーニング室	通常利用可（20時までの時短）	通常利用可（21時閉）
	第1野球場	通常利用可（21時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（21時閉、但し収容率50%以内）
	第2野球場	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
	サッカー場	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）
	多目的グラウンド [＊]	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	会議室	通常利用可（20時までの時短、但し収容率50%以内）	通常利用可（21時閉）
三木総合防災公園	屋内テニスコート（ヒースコート [＊] ）	通常利用可（20時までの時短、但し収容率50%以内）	通常利用可（21時閉、但し収容率50%以内）
	野球場	通常利用可（21時閉）	通常利用可（21時閉）
	第1・2球技場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	第3球技場	通常利用可（21時閉）	通常利用可（21時閉）
	屋外テニスコート	通常利用可（19時閉）	通常利用可（19時閉）
	陸上競技場	通常利用可（21時閉、但し5千人以内）	通常利用可（21時閉、但し5千人以内）
	第2陸上競技場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	グラウンドゴルフ場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
尼崎の森中央緑地	屋外プール（7/3オープン予定）	—	通常利用可（18時半閉）
	屋内プール	通常利用可（20時までの時短、但し収容率50%以内）	通常利用可（20時までの時短、但し収容率50%以内）
	フィットネス	通常利用可（20時までの時短）	通常利用可（20時までの時短）
	フラットパーク	通常利用可（21時までの時短）	通常利用可（21時までの時短）
	グラウンドゴルフ場	通常利用可（17時閉）	通常利用可（17時閉）
	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉）
丹波並木道中央公園	会議室	通常利用可（17時閉、但し収容率50%以内）	通常利用可（17時閉）

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、緊急小口資金等の特例貸付などによる支援が行われてきたが、影響が長期化する中で既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付が利用できない世帯が存在する。

このような世帯に対して、生活困窮者自立支援金を支給する。

○対象者

申請期限（令和3年8月31日）までに総合支援資金再貸付の利用が終了しており、かつ、以下の要件を全て満たすもの

- ・収入：①市町村民税均等割非課税額の1/12（月額）＋②住宅扶助基準額
- ・資産：預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
- ・求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

○支給額等

月額支給額	単身世帯：6万円　2人世帯：8万円　3人以上世帯：10万円
支給月数	3ヶ月

○実施機関

市及び県（12町分）

○申請手続き

7月以降開始（申請期限：令和3年8月31日）

○負担割合 国 10/10

繁華街等での感染防止に向けた注意喚起活動の実施について

1 三宮北部地区における外出自粛、路上飲み自粛要請活動を継続して実施

(1) 実施内容

行動制限措置の終了まで、三宮北部地区において、客引き行為防止指導の見回りにあわせて、引き続き、外出自粛、路上飲み等の自粛を呼びかける。

特に、毎週金曜日は、人員を増強して重点的に呼びかけを実施する。

(2) 実施場所

三宮北部地区を2班体制で、午後6時頃から実施

- ・ Aコース : 生田新道から山手幹線までの北エリア
- ・ Bコース : 阪急神戸三宮駅から生田新道までの南エリア

(3) 実施体制

- ① 毎週金曜日 : 7人 × 2班

※客引き行為等防止指導員に加え、地域安全課職員及び警察官も同行

- ② その他の日 : 2人 × 2班

2 県民局・県民センターによる注意喚起活動

(1) 実施内容

行動制限措置の終了まで、県内各地の駅や繁華街、公園等において、外出自粛の街頭啓発等にあわせて、路上等での飲酒自粛や不要不急の外出自粛の徹底等と呼び掛ける。また、庁舎での懸垂幕掲出等の広報活動を引き続き行う。

(2) 実施場所

各県民局・県民センター管内の駅、繁華街、公園等

(3) 実施体制

各県民局・県民センター職員等数名（随時）

感染防止に向けた啓発活動の実施状況

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	⑤その他
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 明石市	<ul style="list-style-type: none"> ○市町ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ ○コミュニティFMやケーブルテレビの市提供番組での啓発放送 ○ひょうご防災ネットによるメッセージ発信 ○Yahoo 防災アプリでの広報 ○啓発ポスターの公共施設、市内地域のコミュニティ掲示板等への掲示 ○市本庁舎庁内放送による来庁者への外出自粛等の呼びかけ ○市町広報車による啓発パトロール、消防車両による巡回広報の実施 ○警らパトロール中の警察車両による広報 ○防災スピーカーによる啓発放送 ○公園や路上見回りによる集団飲酒の自粛呼びかけ ○ドローンによる呼びかけ ○「子ども見守りパトロール」と連携した公用車による呼びかけ（市内一円） ○医療従事者・大学生が出演した感染防止啓発動画を配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市合同の連携チームによる飲食店等に対する店舗見回り ○業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を呼びかけ ○繁華街において不要不急の外出自粛を呼びかけるとともに、店舗等に対して午後8時までの営業時間短縮要請の徹底を呼びかけ ○飲食店を訪問し、営業時間短縮を呼びかけるとともに、時短協力等の状況を確認 ○ひょうご防災ネットにより時短要請協力金について情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ ○高等学校・専門学校・大学に啓発ポスターを送付し、掲示を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園や路上等の見回りによる集団飲酒の自粛呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○出勤削減、テレワーク等の取組を市内事業者等へ依頼 ○市長・町長会見による呼びかけやメッセージの発信 ○市町公共施設の時短営業実施

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	⑤その他
県民局・ 県民センター ※別紙参照	<ul style="list-style-type: none"> ○職員等による夜間も含めた街頭啓発 ○駅や商業施設、庁舎等にポスターを掲示 ○コミュニティ FM、ケーブルテレビ、ひょうご防災ネット等による呼びかけ ○道路情報板での周知情報の表示 ○イベント、会合等での知事メッセージの配布 ○庁舎等への懸垂幕の掲示 ○商業施設周辺でのメッセージ看板を付けた公用車による呼びかけ ○駅での不要不急の外出自粛等のメッセージ入りマスク配布 ○幹部が出席する会合等で感染防止を呼びかけ ○コンビニ等の酒類提供店に店先・路上等での飲酒禁止啓発ポスターの掲示を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○市、県警と合同で繁華街の飲食店に呼びかけ ○食品衛生協会会員への感染防止対策徹底の周知を依頼 ○商工会議所等を通じたガイドライン等に基づく対策の依頼や支援制度の周知 ○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示 ○食品衛生法の立入指導の際にガイドライン等に基づく対策を依頼 ○時短等の要請に応じていない飲食店に対する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○SNS やインターネットによる若者向けメッセージの配信 ○若者の地域活動団体へ関係者への呼びかけを依頼 ○大学でのポスター掲示や学内放送による啓発 ○県立学校での啓発 ○商工会青年部等を通じた会員への啓発 ○看護学生による動画配信や出前講座の実施 ○小中学校に感染防止対策の徹底を依頼 ○高校生が作成する感染防止に係る学校新聞を全校生徒及び近隣駅で配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員等による夜間も含めた公園での飲酒状況確認及び街頭啓発 ○コンビニやスーパー等の酒類提供店に店先・路上等での飲酒禁止の呼びかけを依頼 ○コンビニへの啓発ポスター掲示の依頼 ○公用車により路上飲み等自粛の啓発メッセージを放送しながら巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞社支局を訪問し、対策徹底等の報道を依頼 ○社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼 ○感染防止対策の要請コメントを貼付した封筒による啓発 ○高齢者大学でのポスター掲示による啓発 ○医師会・薬剤師会等を通じた医療従事者への啓発 ○管内市長連名による独自の緊急事態宣言発出 ○河川敷での飲食・飲酒等の自粛について職員が啓発 ○各地域団体へ感染防止対策の徹底を呼びかけ

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	⑤その他
本 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページ・SNS・Youtube 等での県対処方針・知事メッセージ・動画配信等による啓発 ○テレビ番組「ひょうご発信！」での啓発 ○FM・AM ラジオでの啓発 ○広報車による呼びかけ ○三宮センター街、神戸国際会館等の大型モニターで啓発動画を放映 ○イオン・コープこうべの店舗で館内放送 ○ホール、美術館等の施設におけるポスター、チラシ配布 ○県民だよりひょうご臨時号の発行による啓発 ○三宮北部地域における外出自粛要請 ○夕刻に、県職員(客引き行為等防止指導員等)、生田署員及び県警生活安全企画課員により三宮北部地域で巡回啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止への取組確認のため、飲食店等の見回りを実施し、あわせて感染対策や補助金等のチラシを配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○若い方・学生向け動画をフェーズに応じて作成(第1弾4/8～、第2弾5/28～) ○ミント神戸の「ミントビジョン」で動画を放映 ○県内大学、高専、専修学校・各種学校に、オンライン授業の積極的活用、部活動・サークル活動の自粛、知事メッセージ・動画の配付・送信などを要請 ○県内経済団体を通じた、企業の若手社員に対する知事メッセージ・動画の配布・送信等による啓発 		<ul style="list-style-type: none"> ○ヤマト運輸(株)と連携した新型コロナ感染防止啓発(県内セルフドライブ等ワッペン着用、配送センターへのポスター掲示、トラックへの啓発ステッカー貼付) ○社会福祉施設事業者に感染防止対策の徹底を依頼 ○県内経済団体を通じ、会員企業に対する出勤削減、テレワーク等の推進を依頼 ○ワクチン接種に関するシリーズの動画の配信等による啓発 ○感染収束に向けた3つの行動及び県の新型コロナワクチン大規模接種について、新聞紙面広告により啓発

まん延防止等重点措置に伴う啓発活動の実施状況

	取 組 内 容
神戸県民センター	<p>① 全般的な啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三宮等での職員による街頭啓発（4/5・22・25・28、5/14・28、6/11） 阪急神戸三宮駅北交差点（生田新道交差点）・東門街南入口付近・JR元町駅東口南側、JR三ノ宮駅西口南側交差点・JR六甲道駅等において「不要不急の外出・移動を自粛」、「大人数、長時間の飲食をしない」、など、感染防止の徹底を呼びかけ ○新長田合同庁舎デジタルサイネージによる啓発ポスター表示（4/5～） ○JR新長田駅前での啓発ポスター掲示（4/6～） ○新長田駅南地区商業施設等へのポスター掲示（4/6～） ○幹部が出席した会合等の場で感染防止を呼びかけ（随時） ○ひょうご防災ネットによるメッセージ配信（随時）
	<p>② 飲食店への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三宮での職員による街頭啓発〔再掲〕 飲食店利用者に向けた場所・時間（繁華街で16:30から1時間程度）で実施
	<p>③ 若者への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○看護学生3人による新型コロナウイルスの感染防止についてのフリートーク動画作成 ○フリートーク動画の県公式YouTubeでの配信、県公式twitterへの投稿（4/23～） ○淡路市からの依頼によるフリートーク動画の提供 ○フリートーク動画参加の看護学生による高校生への新型コロナウイルス感染防止出前講座の実施（神戸市内3校：4/26・27・28） ○出前講座の様子を県広報動画サイト「なおみチャンネル」で配信 ○「なおみチャンネル」動画を神鉄鈴蘭台駅構内の大型ビジョン及びデジタルサイネージで配信（5/18～） ○出前講座の様子を神戸鈴蘭台高校編集部員が学校新聞「鈴校 mini プレス」にまとめ、全校生徒及び鈴蘭台駅構内で配布 ○出前講座参加の看護学生への広報専門員によるインタビューをウェブサイト「ヒョーゴピックス『新型コロナ私たちの記録』」で配信（5/24） ○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信（随時） 30代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信
	<p>④ 店先、公園、路上飲み防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三宮での職員による街頭啓発〔再掲〕 「路上飲み等の自粛」の呼びかけ ○都賀川における飲食・飲酒等自粛啓発活動（5/2・15・23・29） 「飲食・飲酒の自粛」「距離の確保」をお願いするパネルを持って河川敷を巡回し、バーベキュー利用者に直接呼びかけ ○都賀川等における飲食・飲酒等自粛看板の掲示（5/19～） 河川敷への入り口付近に、飲酒等の自粛を呼びかける看板を掲示
	<p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民センターホームページ（センター長メッセージ）での感染防止対策の要請（4/25、5/11、6/2更新） ○地域団体広報誌において感染防止対策の徹底の呼びかけ ○神戸地域県政懇話会において各地域団体に感染防止対策の徹底の呼びかけ（6月に市内9区で実施：6/8・9・11・15・17実施済）

阪神南 県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○尼崎市、県警と合同での職員による街頭啓発（4/5・9・16） 内容：阪神尼崎駅、阪急塚口駅、JR立花駅周辺の繁華街において不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ ○コミュニティFMでの注意呼びかけ（4/9・16・20・23・30、5/7・14・21・28、6/4・11・15） 内容：FM尼崎（尼崎市エリア）、さくらFM（西宮・芦屋エリア）で、放送内容を変更し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底を呼びかけ ○県民センター職員による街頭啓発（4/22・28） 内容：阪神尼崎駅、JR尼崎駅、阪急西宮北口駅において不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ ○尼崎市と合同での職員による街頭啓発（4/25・30、5/3） 内容：阪神尼崎駅において不要不急の外出自粛等のメッセージ入りマスクを配布 ○庁舎屋外掲示版による啓発（4/28～） 内容：緊急事態宣言発出中である旨を掲出
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○尼崎市、県警と合同での職員による飲食店への啓発（4/5・9・16） 内容：阪神尼崎駅、阪急塚口駅、JR立花駅周辺の繁華街の飲食店に時短営業、感染防止対策の徹底の呼びかけ
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○大学生向けメールマガジンへのメッセージ掲載 内容：NPO法人発行の大学生・若年層向けメールマガジンへ不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底等のメッセージを配信 ○感染防止啓発動画を作成中
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○尼崎市、西宮市、県警と合同での職員による街頭啓発（5/14・21・28、6/11） 内容：阪神尼崎駅、JR尼崎駅、阪急西宮北口駅、阪神西宮駅周辺の繁華街において路上等での飲酒自粛、不要不急の外出自粛の徹底の呼びかけ
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○管内新聞社支局への訪問周知 内容：感染防止対策の徹底等の報道を依頼 ○県民センターホームページ（県民センター長メッセージ）での感染防止対策の要請
阪神北 県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○県民局職員による街頭啓発（4/22・25・28） JR・阪急宝塚駅前、阪急川西能勢口駅前、阪急伊丹駅前において、不要不急の外出・移動の自粛、大人数、長時間の飲食の自粛など、感染防止対策の徹底を呼びかけ ○県民局情報番組での注意呼びかけ（4/6・8、5/4・6） 内容：コミュニティFM（宝塚・伊丹・三田）の県民局情報番組「きらっと☆阪神北だより」で県民局長等から感染拡大防止対策の徹底を呼びかけ ○管内商工業事業者会議で感染防止対策の呼びかけ（4/22） ○庁内放送及び知事メッセージ掲示による来庁者への啓発（継続実施） ○宝塚総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施） ○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内食品衛生協会に会員への感染防止対策徹底の周知を依頼（4/6・16・23、5/7・28）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○若者向け感染防止啓発動画の作成 内容：若者向けの感染防止を啓発する動画を作成しYouTubeで配信（4/28～）するとともに、地元ケーブルテレビで放送（4/29～5/10）、若者の地域活動団体間に配信 ○管内の中間支援NPO（宝塚・川西・三田）に会員ほか関係ある若者への周知を依頼（4/6） ○管内の若者の地域活動団体（伊丹・川西・三田）に関係ある若者への周知を依頼（4/6） ○管内の商工会議所・商工会青年部に会員への周知を依頼（4/6） ○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信（4/8） 30代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○県民局職員による街頭啓発（5/12・14・21・28、6/4・11・18） JR・阪急宝塚駅、阪急川西能勢口駅、阪急伊丹駅周辺において、路上等での飲酒の自粛、不要不急の外出・移動の自粛を呼びかけ
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○管内の社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼（4/8～）

東播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○来庁者への啓発（庁内放送・ポスター掲示） ○県民局ホームページトップ画像での注意喚起 ○JR加古川駅でのポスター掲示 ○地元ケーブルテレビ局による啓発（県民局情報番組・ラジオ番組） ○総合庁舎等での懸垂幕の掲示 ○職員による街頭啓発 JR 明石駅(4/22)、加古川駅(4/28、6/16)において「不要不急の外出の自粛」「大人数、長時間の飲食は自粛」等、まん延防止対策の徹底を呼びかけ
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会議所等を通じた啓発（会員への啓発を依頼） ○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示（加古川ヤマトヤシキ、ニッケパークタウン、にじいろふぁ～みん（JA直売所）） ○時短等の要請に応じていない飲食店に対する指導(5/19・20、6/8・9)
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○兵庫大学でのポスター掲示 ○管内県立学校での啓発（教育事務所を通じて各校へ依頼）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○職員による街頭啓発 JR 明石駅(5/21)、加古川駅(5/14)、東加古川駅(5/28)において、駅前を巡回し、路上飲みの自粛などを呼びかけ
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者への啓発（いなみ野学園でのポスター掲示等を依頼）
北播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご防災ネット（メール）による呼びかけ（4/6～（週1回）） ○管内の道路情報板（7箇所）での周知情報の表示（4/7～） ○庁舎内における庁内放送及びポスター掲示の実施（継続実施） ○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施） ○県民局ホームページでの感染防止対策の要請（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施） ○管内主要施設（鉄道駅、バス営業所、ホテル、商業施設等）へのポスター掲示（継続実施） ○庁舎（社総合庁舎、三木庁舎）における屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発 ○公用車で管内を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ（4/26～）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の全般的な啓発を通じて実施 ○管内のスナック、カラオケ店等に対し、コロナ感染拡大のガイドラインの周知（継続実施） ○業種別ガイドライン遵守状況調査（飲食店への訪問調査）を実施（5/19）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内大学（兵庫教育大学、関西国際大学）へのポスター掲示及び学内放送等の啓発を依頼（4/9～） ○管内の駅前や繁華街、公園等を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ（5/10～）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○コンビニやスーパー等酒類を小売販売する店舗に対し、路上等での飲酒禁止の呼びかけの協力依頼（5/13～）
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン会議での啓発動画の配信（随時） ○感染防止対策の要請コメントを貼付した封筒による啓発（4/6～）

中播磨県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内放送による来庁者等への呼びかけ（毎日1回） ○姫路総合庁舎（東側壁面）に懸垂幕「新型コロナウイルス感染拡大防止！不要不急の外出を控えましょう。毎日の検温、マスクの着用、換気を徹底しましょう。」を掲出 ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日） ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の周知（メール）による呼びかけ（4/21） ○JR姫路駅前北側での職員による街頭啓発（4/25・4/28、5/12・5/26、6/2・6/8・6/17） JR姫路駅前北側にぎわい交流広場、御幸通り前及び魚町・塩町周辺において「不要不急の外出・移動を自粛」、「大人数、長時間の飲食は自粛」など、感染防止の徹底を呼びかけ（5/12は姫路市との合同街頭啓発） ○公用車で管内を巡回し、感染防止対策の徹底を呼びかけ（5/6～）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○中播磨県民センター管内4大学へポスターの掲出依頼（4/27） ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（第2、第4金曜日）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○姫路城周辺や魚町等歓楽街での職員による街頭啓発等（5/20・5/26、6/1・6/3・6/8） 姫路城周辺や魚町等歓楽街、市役所・官庁周辺のコンビニエンスストアへ、店先や路上・公園などでの飲酒禁止の協力依頼や、公園での飲酒状況確認
	⑤その他	—
西播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○各種行事、団体等を通じた知事メッセージの周知・配布（4/5～） ○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施） ○庁内放送による職員、来庁者等への呼びかけ（継続実施） ○管内の道路情報板を利用した呼びかけ（4/5～） ○県民局ホームページ（局長メッセージ）での感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～） ○ひょうご防災ネットでの感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7～） ○公用車による自動車啓発（継続実施）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策徹底の要請（随時）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内県立高校訪問による感染拡大防止対策徹底の依頼（4/6～4/9）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○路上等での飲酒状況にかかる夜間巡回（5/11～）
	⑤その他	—

但馬県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車にスピーカーを搭載し、啓発メッセージを放送しながら管内を巡回（土日含む毎日）（4/26～） ○但馬県民局管内の道路情報板での呼びかけ（継続実施） ○地域コミュニティFM（FMジャングル）での呼びかけ（継続実施） ○県庁舎での呼びかけメッセージの庁内放送（継続実施） ○県庁舎等での知事メッセージの掲示（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施） ○豊岡総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施） ○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策の徹底を要請（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施）（再掲） ○飲食店への個別訪問による業種別ガイドライン遵守状況の調査及び指導（5/19・20） ○自粛要請に応じていない飲食店への知事メッセージ等の投函（5/11・12・20）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内の大学にポスター掲示及び学生への知事メッセージの配付を依頼（継続実施） ○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ（継続実施）（再掲）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車にスピーカーを搭載し、啓発メッセージを放送しながら管内を巡回（土日含む毎日）（4/26～）（再掲） ※メッセージ内容に路上飲酒等の自粛要請の文言を追加（5/10～）
	⑤その他	—
丹波県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎内における啓発 内容：柏原総合庁舎及び篠山庁舎において、庁内放送及び懸垂幕の掲出、デジタルサイネージによるメッセージの放映 ○JR駅内（篠山口・柏原・谷川・黒井）における「ひょうごスタイル」ポスターの掲出 ○県民局ホームページ（局長メッセージ）等による啓発 内容：県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ ○各市へ啓発依頼・実施 内容：防災行政無線（全戸配布）、有線、メールによる周知 ○自動車啓発 内容：管内商業施設周辺等において、メッセージ看板を付けた公用車により対策の徹底を呼びかけ ○イベント、会合等での知事メッセージ配布
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント、会合等での知事メッセージ配布（再掲） 内容：商工会関連団体総会等にて知事メッセージを配布、対策の徹底を呼びかけ
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内で地域貢献活動に取り組む大学生団体に知事メッセージを送付 ○ホームページ等による啓発（再掲） 内容：県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年愛護活動推進員による路上飲酒等自粛要請 有害環境調査時に、コンビニ等に対し路上飲酒禁止啓発ポスターを配布し掲示を依頼するとともに、駐車場等で感染リスクの高い行動を行っている者に対し、注意喚起を行うよう要請 ○路上飲酒注意喚起巡回パトロール 夜間の商業施設等を中心に巡回パトロールを実施（毎週金曜夕刻）
	⑤その他	—

淡路県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止対策徹底の呼びかけと各コールセンター連絡先の周知（4/14・4/28、6/1） ○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施） ○洲本総合庁舎における呼びかけメッセージの放送及び知事メッセージの掲示による注意喚起（継続実施） ○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施） ○庁舎の屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発（継続実施） ○淡路県民局管内の道路情報表示板（16か所）で注意喚起（4/15～） ○各種会議における感染防止対策徹底の周知（随時）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○淡路島内の商工会議所及び商工会を通じて、飲食店等にあらためて業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、各種支援制度を周知（4/6・4/14） ○飲食店に対する食品衛生に係る立入指導の際に、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼（随時） ○食品衛生関係団体に文書により感染防止対策の徹底を依頼（5/7）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○淡路島内の大学に対し、知事メッセージ等の周知を依頼（随時） ○教育事務所・教育委員会を通じて、淡路県民局管内の小・中・高校に感染防止対策の徹底を依頼（4/22）
	④店先、公園、路上飲み防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時緊急車両（2tトラック）に路上飲酒自粛の掲示を行い、呼びかけメッセージを放送しながら管内を啓発巡回（5/11～） ○コンビニ店等酒類提供店に「店先・路上等での飲酒禁止啓発ポスター」の掲示や店先・路上等での飲酒禁止の呼びかけの協力を依頼（5/18～）
	⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○淡路島内3市に、住民への感染防止対策徹底の周知を依頼（4/16） ○淡路県民局長・島内3市長の連名により「淡路島緊急事態宣言」を発出し、HPや各種広報媒体を活用して住民へ感染防止対策の徹底を要請（4/28） ○淡路島内の医師会・薬剤師会等を通じて、医療従事者の方に感染防止対策の徹底を依頼（4/20）

まん延防止等重点措置区域への移行にあたって

兵庫県への緊急事態宣言は6月20日(日)をもって解除され、6月21日(月)から7月11日(日)までの間、まん延防止等重点措置区域となります。このことは新規感染者数の大きな減少や医療体制の安定が進みつつあっても、変異株の脅威などは今後も予断を許さず、引き続き警戒し感染収束に向けて取り組んでいく必要があるからです。

今度こそ、県民一丸となって収束させなければなりません。これまでの皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続き、気を緩めず、感染対策の取組にご協力をお願いします。

1 外出自粛

感染拡大地域への往来を自粛し、感染リスクの高い施設の利用や路上・公園での飲酒、友人・グループによる宅飲みなど感染リスクの高い危険な行動は絶対にやめてください。

2 家庭での感染対策の徹底

新規感染者数の6割が家庭です。「ウイルスを家庭に持ち込まない、家庭内・外に広げない」行動の徹底、会食などリスクの高い行動の自粛やマスク着用、手洗い、消毒、換気等の基本的な感染対策の徹底などをお願いします。

3 飲食店での感染対策の徹底

感染対策を徹底の上、営業時間の短縮、土日祝日の酒類提供の禁止(措置区域)などへのご協力をお願いします。

4 事業所・施設等での感染対策の徹底

テレワーク等の推進、ワクチンの職域接種への取組をお願いします。

5 ワクチン接種の推進

65歳未満の対応が始まります。大規模接種や職域単位のワクチン集団接種への積極的な参加をお願いします。

令和3年6月17日

兵庫県知事

井戸敏三